

令和2年8月5日

甲種組合員各位

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合
理事長 伊地知博史

新型コロナウイルス感染症に感染した 被保険者等に対する傷病手当金の支給について

厚生労働省から国民健康保険組合に対し、今般の傷病手当金の緊急的・特例的な支給は、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大をできる限り防止するため、労働者が休みやすい環境を整備することを目的として、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者（発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む）に対する傷病手当金の支給について、対応依頼が通知されました。

本組合では、国の示す基準に則り、新型コロナウイルス感染症に特化した傷病手当金の支給措置を行うこととしました。本措置は国の財政支援により行われますが、適用条件について不明点も多く、問い合わせを行っているところです。しかしながら出来るだけ迅速な対応を要することから、現在判明していることを基にお知らせします。

つきましては、次の申請要領に従い、対象となる被保険者の申請を受け付けます。なお、**傷病手当金の支給措置不明点の回答次第では、申請頂いたものが対象外となることもお含みおきください。**

I. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給措置概要について

(1) 名称

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金

*規約第15条の2～第15条の4により制定（令和2年8月1日施行）

(2) 対象者

被用者*のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者または発熱等の症状があり感染が疑われる者

*本組合の甲種組合員が開設・管理する事業所から、給与等（賞与を除く）の支払いを受けている被保険者をいいます。

(3) 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算し連続して3日を経過した日から労務に服することができない期間*

*その期間において有給等で給与の全部又は一部を受け取ることができる方には傷病手当金は支給されません。ただし、その受け取ることができる給与等の額が、次項(4)で算定される額より少ないときは、その差額が支給されます。

支給開始日前の連続した3日の待機期間については、有給、無給は問いません。

(4) 支給額

1日当たりの支給額*（直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3）× 支給対象となる日数

*ただし、1日当たりの支給額について、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額（令和2年3月現在、日額30,887円）を超えるときは、その金額とします。

(5) 適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院等が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）

II. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金 申請要領

(1) 提出書類

- ①新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給申請書（組合員記入用）
全ての対象者の組合員（世帯主）は提出して下さい。
- ②新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）
全ての対象者は提出して下さい。
- ③新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給申請書（事業主記入用）
全ての対象者の事業主は提出して下さい。
- ④新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）
②において医療機関の受診状況で受診した場合は、提出して下さい。
- ⑤給与収入を確認する書類
直近の3ヶ月分給与明細書又は給与台帳の写しを添付して下さい。

(2) 申請締め切り期日

令和2年10月23日（金）必着*

*ただし、9月30日以降、入院等が継続している場合は、労務に服することができなくなった日から1年6月までは延長されますので、本組合まで締め切り日までに必ずご連絡下さい。

III. 補足説明

*国のQ&Aから抜粋

(1) 労務に服することができない期間の判断基準とは

今般の新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安として、当初、

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならぬときを含む）
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
*高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合
- のいずれかに該当することが示されていたが、後に当該相談・受診の目安が見直され、

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方*で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
*高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

のいずれかに該当する場合に「帰国者・接触者相談センター」等に相談する旨が示されている（なお、これらに該当しない場合の相談も可能とされている。）。

その上で、当該者が医療機関において、被保険者が提出する申請書（医療機関記入用）に必要事項を記載いただくことを想定している。

ただし、発症後直ちに医療機関を受診しない場合も引き続き想定されることから、発熱などの症状があり、新型コロナウイルス感染症に罹患していることが疑われるため被保険者が自宅療養を行っていた期間は、療養のため労務に服することができなかつた期間に該当することとなる。

なお、当該者が帰国者・接触者外来を受診しないまま体調が改善した場合等には、被保険者が支給申請書にその旨を記載するとともに、当該申請書の記載内容（休養期間等）を事業主が確認し、事業主で把握している労務不能の期間等の情報と照らして相違がないことを、当該申請書の中で事業主にも証明していただくこと等により、保険者において労務不能と認められる場合には、傷病手当金を支給して差し支えない。

また、結果として新型コロナウイルス感染症に感染していなかった場合についても、

取扱いは同様である。(一度のPCR検査の結果が陰性であっても、風邪症状や発熱が続いているなど、感染が疑われる方を支給対象とすることは差し支えない。)

(2) 支給対象とならない場合

傷病手当金は「療養のため労務に服することができないとき」に支給するものであるため、無症状の濃厚接触者及び感染の疑いがないものの、自治体からの外出自粛要請や事業主からの指示で労務に服さなかった場合は、国による財政支援の対象とはならない。

(3) 支給対象者とは

本組合の甲種組合員が開設・管理する事業所から、給与等（賞与を除く）の支払いを受けている被保険者のことであり、甲種組合員、乙種組合員で給与等を支給されている者で、甲種組合員家族の青色事業専従者及び白色事業専従者も含まれる。

従って、甲種組合員の個人事業主、法人事業所で役員報酬を支給されている者、家族で他事業所から給与等を支給されている者は支給されない。

(4) 直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額について

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給するにあたり、1日当たりの支給額を算出するために直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額を使用する。雇用期間が3ヶ月を超えない場合は、その範囲での給与収入を基にするが、直近の3ヶ月における就業日が一切ない者においては、傷病手当金の日額は0円となる。

(5) 従来の傷病手当金との併給

本組合で規定されている従来の傷病手当金は、甲種・乙種組合員が入院した場合に、1年度90日を限度に定額支給される組合独自の制度であり、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金は、国庫補助を財源とする別の制度であることから併せて給付を受けることができる。

従来の傷病手当金は、組合が診療報酬明細書により入院を確認したのち、対象者へ申請書を送付する。

(6) 申請にあたっての注意

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金は、国の財政支援基準に則って支給される。支給要件の記載等誤りがあり、国の基準額を超えた場合は、その差額を甲種組合員へ請求することとなるので、申請時は、誤りの無いよう十分注意されたい。